

旧渋沢庭園保存活用計画検討委員会設置要綱

8 北 土 土 第 1 2 1 8 号

令和8年5月13日区長決裁

(目的)

第1条 近代庭園の貴重な資源である旧渋沢庭園を、適切に保存し次世代へと伝達していくために、本質的価値とその構成要素を明確化し、適切に保存・活用していくための基本方針、方法等を定める計画を策定するため、旧渋沢庭園保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 旧渋沢庭園の保存活用計画の検討
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で東京都北区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係諸団体
- (3) 公募による区民
- (4) 区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命した日から第2条各号に掲げる全ての事項について検討を終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。

(公開)

第7条 委員会は公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

(部会)

第8条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌事務、構成その他の運営に必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、土木部土木政策課及び教育振興部飛鳥山博物館において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

(施工期日)

- 1 この要綱は、令和8年 5月13日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2条各号に掲げる全ての事項について検討を終了した日限り、その効力を失う。